

議案第58号

狭山市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 狭山市職員等の旅費に関する条例（昭和53年条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条—第11条）

第2章 国内出張の旅費（第12条—第18条）

第3章 外国出張の旅費（第19条—第26条）

第4章 雑則（第27条—第31条）

附則

第1章 総則

第2条に次の2号を加える。

(5) 本邦 本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。

(6) 外国 本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。

第6条第1項中「及び食卓料」を「、食卓料、支度料、出張雑費及び死亡手当」に改め、同条に次の3項を加える。

9 支度料は、外国への上出張について、定額により支給する。

10 出張雑費は、外国への上出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

11 死亡手当は、外国への上出張中に死亡した場合について、定額により支給する。

第11条の次に次の章名を付する。

第2章 国内出張の旅費

第13条第1項中「旅客運賃」の次に「（はしけ賃及び栈橋賃を含む。）」を加える。

第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項中「別表」を「別表第1」に改める。

第24条を第31条とし、第23条を第30条とし、第22条を削る。

第21条中「出張した」を「本邦内の上出張をした」に改め、「及び次条に定める旅費」を削り、同条に次の1項を加え、同条を第29条とする。

2 職員が、市長等又は上級職員と同行して外国への上出張をした場合には、当該職

員に対し日当、支度料及び死亡手当を除くほか、前章の規定にかかわらず、同行した市長等又は上級職員と同額の旅費を支給する。

第20条を第28条とし、第19条を第27条とし、第18条の次に次の1章及び章名を加える。

第3章 外国出張の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第19条 外国への出張中本邦を通過する場合には、その本邦内の出張について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃並びに本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、この章に規定するところによる。

(鉄道賃)

第20条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）及び急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する鉄道旅行の場合には、次に掲げる運賃

ア 市長等及び6級以上の職務にある者については、最上級の運賃

イ 5級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する鉄道旅行の場合には、最上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない鉄道旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(4) 市長等及び6級以上の職務にある者が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に掲げる運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃

(5) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に掲げる運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

(船賃)

第21条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する水路旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する水路旅行の場合には、次に掲げる運賃

ア 最上級の運賃を4以上に区分する水路旅行の場合には、市長等については

その階級内の最上級の運賃、6級以上の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、5級以下の職務にある者については6級以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃

イ 最上級の運賃を3に区分する水路旅行の場合には、市長等についてはその階級内の上級の運賃、6級以上の職務にある者については中級の運賃、5級以下の職務にある者については下級の運賃

ウ 最上級の運賃を2に区分する水路旅行の場合には、市長等についてはその階級内の上級の運賃、その他の者については下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない水路旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 市長等及び6級以上の職務にある者が公務上の必要によりあらかじめ出張命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号に掲げる運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に掲げる運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃及び車賃)

第22条 航空賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空旅行の場合には、次に掲げる運賃

ア 市長等については、最上級の運賃

イ 6級以上の職務にある者及び長時間にわたる航空旅行（国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第9条の2に定める航空旅行をいう。）をする5級の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

ウ 5級以下の職務にある者（イに該当する者を除く。）については、イに掲げる運賃の級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する航空旅行の場合には、次に掲げる運賃

ア 市長等については、上級の運賃

イ 8級以下の職務にある者については、下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない航空旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

(4) 市長等が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に掲げる運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃

2 車賃の額は、実費額による。

(日当、宿泊料及び食卓料)

- 第23条 日当及び宿泊料の額は、出張先の区分に応じた別表第2の定額による。
- 2 第20条第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、出張先の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。
- 3 食卓料の額は、別表第2の定額による。
- 4 第17条第2項及び第18条第2項の規定は、外国へ出張した場合の宿泊料及び食卓料について準用する。

(支度料)

- 第24条 支度料の額は、その出張期間に応じた別表第3の定額による。
- 2 本邦から外国に出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その出張を命ぜられた日から起算して過去1年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

(出張雑費)

- 第25条 出張雑費の額は、出張者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、空港施設利用料並びに入出国税の実費額による。

(死亡手当)

- 第26条 死亡手当の額は、別表第3の定額による。
- 2 職員が外国へのお出張中に死亡し、かつ、その死亡地が本邦である場合において支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、次条第1項の規定に準じて計算した旅費の額による。
- 3 前2項の規定により死亡手当の支給を受ける者及びその順位は、第3条第2項及び次条第2項の規定を準用する。

第4章 雑則

別表中「上記以外の者」を「市長等以外の職員」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第2（第23条関係）

区 分		市 長 等	6 級 以 上 の 職 務 に あ る 者	5 級 以 下 3 級 以 上 の 職 務 に あ る 者	2 級 以 下 の 職 務 に あ る 者
つ日当 （1日 に）	指定都市	9,400 円	7,200 円	6,200 円	5,300 円
	甲地方	7,900 円	6,200 円	5,200 円	4,400 円
	乙地方	6,300 円	5,000 円	4,200 円	3,600 円
	丙地方	5,700 円	4,500 円	3,800 円	3,200 円
に宿 つ泊 き料 （1 夜）	指定都市	29,000 円	22,500 円	19,300 円	16,100 円
	甲地方	24,200 円	18,800 円	16,100 円	13,400 円
	乙地方	19,400 円	15,100 円	12,900 円	10,800 円
	丙地方	17,400 円	13,500 円	11,600 円	9,700 円
食卓料（1夜に つき）		8,000 円	6,700 円	5,800 円	4,800 円

備考

- 1 指定都市とは、国家公務員等の旅費支給規程で定められている都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として同令で定められている地域のうち指定都市の地域以外の地域で同令に定められている地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として同令で定められている地域のうち指定都市の地域以外の地域で同令に定められている地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- 2 船舶又は航空機による出張（外国を出発した日及び外国に到着した日の出張を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

別表第3（第24条、第26条関係）

支 度	区 分	市長等	6 級 以 上 の 職 務 に あ る 者	5 級 の 職 務 に あ る 者	4 級 の 職 務 に あ る 者	3 級 以 下 の 職 務 に あ る 者
	出張期間					
支 度	7日未満	26,950 円	17,520 円	16,510 円	15,500 円	13,480 円
	7日以上 15日未満	53,900 円	35,035 円	33,015 円	30,995 円	26,950 円
	15日以上 1月未満	107,800 円	70,070 円	66,030 円	61,990 円	53,900 円

料	1月以上 3月未満	130,000円	85,090円	80,180円	75,270円	65,450円
	3月以上	154,000円	100,100円	94,330円	88,550円	77,000円
死亡手当		640,000円	416,000円	392,000円	368,000円	320,000円

第2条 狭山市職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第26条」を「第25条」に、「第27条―第31条」を「第26条―第30条」に改める。

第6条第1項中「、支度料」を削り、同条中第9項を削り、第10項を第9項とし、第11項を第10項とする。

第20条から第22条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第20条 鉄道賃の額は、現に支払った旅客運賃、急行料金及び寝台料金（これらのものであるものに対する通行税を含む。）による。

2 前項に規定する急行料金及び寝台料金は、公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合に限り、支給する。

(船賃)

第21条 船賃の額は、現に支払った旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。）及び寝台料金（これらのものであるものに対する通行税を含む。）による。

2 前項に規定する寝台料金は、公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合に限り、支給する。

(航空賃及び車賃)

第22条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

2 市長等が、公務上の必要により特別の座席の設備を利用するときの旅客運賃は、任命権者が市長と協議して定める出張に該当する場合に限り、支給する。

3 車賃の額は、実費額による。

第23条第2項中「第20条第5号」を「第20条第2項」に改める。

第24条を削り、第25条を第24条とする。

第26条第1項中「別表第3の定額による」を「市長等にあつては512,000円、市長等以外の職員にあつては416,000円とする」に改め、同条を第25条とする。

第27条を第26条とし、第28条を第27条とする。

第29条第1項中「本邦内の出張をした」を「出張した」に改め、「日当」の次

に「及び死亡手当」を加え、同条第2項を削り、同条を第28条とする。

第30条を第29条とし、第31条を第30条とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第23条関係）

区 分		市 長 等	市長等以外の職員
つ日 当 （ 1 日 に	指定都市	8,300円	7,200円
	甲地方	7,000円	6,200円
	乙地方	5,600円	5,000円
	丙地方	5,100円	4,500円
に宿 つ泊 き料 （ 1 夜	指定都市	25,700円	22,500円
	甲地方	21,500円	18,800円
	乙地方	17,200円	15,100円
	丙地方	15,500円	13,500円
食卓料（1夜につき）		7,700円	6,700円

備考

- 1 指定都市とは、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）で定められている都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として同令で定められている地域のうち指定都市の地域以外の地域で同令に定められている地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として同令で定められている地域のうち指定都市の地域以外の地域で同令に定められている地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- 2 船舶又は航空機による出張（外国を出発した日及び外国に到着した日の出張を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

別表第3を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定の施行の日前に、同条の規定による改正前の狭山市職員等の旅費に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づき支給された旅費は、その支給する権限を遡って市長に付与するとともに、同条の規定による改正後の狭山市職員等の旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に規定する旅費の額の規定により支給された旅費とみなす。
- 3 前項の場合において、改正前の条例の規定に基づいて、職員に対して支給された旅費の額が、改正後の条例の規定により算出した旅費の額と異なる場合においても、調整しないものとする。
- 4 第2条の規定による改正後の狭山市職員等の旅費に関する条例の規定は、同条の規定の施行の日以後に出発する出張から適用し、同日前に出発する出張については、なお従前の例による。

平成25年9月2日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

職員等の外国への出張の旅費の規定について明確化を図るため、旅費の額及び種類の規定を改めたいので、この案を提出するものである。